



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No. 181

2013
Jun.

6

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

総会を終えて

平成 25 年 6 月 12 日水曜日やまと郡山城ホールのレセプションホールで特定非営利活動法人奈良県自閉症協会第 6 回総会が開かれ無事総会を終えることができました。平日のお忙しい中、多数の来賓の皆様が駆けつけてくれました。とくに今年は県会議員の先生方が多数参加されご本人から心温まるメッセージをいただきました。以下は来賓の方々です。県会議員梶川虔二様、(以下敬称略)小林てるよ、中野雅史、宮木健一、宮本次郎、藤野良次、尾崎充典氏の秘書筒井寛、衆議院議員奥野信亮氏秘書田仲央和、高市早苗氏秘書木下守、小林茂樹氏秘書大田誠、参議院議員前川きよしげ氏秘書岡崎朗の議

員各位。行政から奈良県健康福祉部障害福祉課課長有本昌弘、奈良県発達障害支援センターでいあーセンター長森山貴司、奈良県手をつなぐ育成会理事川本肇、奈良県重症心身障害児(者)を守る会山村義和、奈良県高機能自閉症児・者の会「アス

福祉総会を終えて

力」正木利枝、奈良県臨床心理士会浦純子、宇陀市の城山吉史の各位が来ていただきました。最近の教育現場での不祥事についてお聞きしたかったのですが今回教育委員会関係者がお見えにならなかったことが残念でした。河村から基調の挨拶として自閉症啓発デーをはじめ昨今の自

閉症に関する世界の情勢や国内のいくつかの課題を話させていただき、その後「自閉症教育の現状と課題」の演題で河合淳伍(元明日香養護学校校長・前奈良養育大学大学特別支援教育センター特任教授)のすばらしい内容の講演がありました。ビデオ録画してありますので、今回参加できなかった方は各部会の勉強会などで是非ご覧ください。新しい各部の世話役さんと一緒に今年も自閉症の理解を進め、奈良県内に住む全ての自閉症スペクトラム障害の人たちが充実した暮らしをするための支援をする活動を展開していきますので、皆様のご協力とご支援をよろしくお願いいたします。(河村)

社団法人日本自閉症協会の取り組み

平成 25 年 6 月 9 日弘済会館(東京)で代 31 回の社団法人日本自閉症協会の総会が行われました。その事業報告の中から、日頃会費を払って会員となっている皆様に社団法人日本自閉症協会が日頃どんな活動を行っているか的一端を知っていただくため、いくつかの概要を掲載します。全議案書を見たい方は事務局の河村まで連絡をお願いします。(河村)

(1) 特別支援教育および福祉をめぐる取り組み

① 平成 24 年 4 月 3 日(火) 障害者総合支援法(案)に関する要望書

を民主党、公明党及び社民党の国会議員あて、山崎会長・石井顧問連名にて提出した。② 平成 24 年 4 月 10 日(火) 発達障害の支援を考える議員連盟主催、日本自閉症協会共済による自閉症の映画「星の国から孫ふたり〜『自閉症』児の贈りもの」上映会に、山崎会長、山浦事務局局長及び関水事務局員が参加した。③平成 24 年 4 月 25 日(水) 自民党障害者特別委員会「発達障害について勉強会」(第 1 回)が自民党本部にて開催され山浦事務局局長が出席した。④平成 24 年 5 月 9 日(水) 自

民党障害者特別委員会「発達障害について勉強会」(第 2 回)が自民党本部にて開催され山浦事務局局長が出席した。⑤平成 24 年 5 月 23 日(水) 自民党障害者特別委員会「発達障害について勉強会」(第 3 回)が自民党本部にて開催され山浦事務局局長が出席した。⑥平成 24 年 6 月 6 日(水) 自民党障害者特別委員会「発達障害について勉強会」(第 4 回)が自民党本部にて開催され山浦事務局局長が出席した。⑦ 平成 25 年 2 月 22 日(金) 公明党障がい者福祉委員会が衆議院第 2 議員会館にて行われ、山

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)日発行

崎会長、柴田政策委員、北山事務局長が出席、各団体より今後の障害者雇用の在り方についてのヒアリング及び意見交換時に、日本自閉症協会としての要望書を提出した。⑧平成25年3月4日(月)公明党障がい者福祉委員会が参議院議員会館にて「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」について禁止部会の意見に対する見解等ヒアリングが行われ、山崎会長、柴田政策委員、北山事務局長が出席し、日本自閉症協会としての意見書を提出した。⑨平成25年3月21日(木)自民党障害者特別委員会が自民党本部にて開催され、障害者の差別禁止に関する施策について、各団体よりの意見聴取が行われ、山崎会長、柴田政策委員、北山事務局長が出席し、日本自閉症協会としての意見書を提出した。

(2) 平成25年度概算要求に対する要望

① 平成24年4月11日(水)に、関係省庁の有機的な連携のもと自閉症・発達障害に対する包括的な支援体制が図られるよう「平成25年度予算に関する要望書」を厚生労働大臣宛に15項目及び文部科学大臣宛に9項目の要望書を提出した。②平成25年度厚生労働省予算では、障害児・者の日常生活及び社会生活の自立と地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実及び就労支援、地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進に関する予算が前年度比805億の増額となった。平成24年度文部科学省予算では、改正障害者基本法等を踏まえ、特別支援教育の専門支援人材の配置・活用等を推進、早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮の充実、就学奨励費の支給対象拡大、医療的ケアのための看護師配置等、

発達障害に関する教職員の専門性向上に係る事業として前年度比14億円増額となった。また、私立高等学校における教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、教育の国際化の推進、授業料減免事業、私立幼稚園における預かり保育、障害のある幼児の受け入れ等において、前年度比19億の増額で認められた。

3) 「世界自閉症啓発デー」に対する取り組み

4月2日(月)「世界自閉症啓発デー」において、当協会は厚労省と協力した。東京タワーブルライトアップに、安倍晋三内閣総理大臣を来賓に招き、点灯式が行われ、その他地区において多くの点灯式が行われた。4月7日(土)特別シンポジウムについては、「私たちの育ちを信じて!愛して!」をテーマに「世界自閉症啓発デー2012・シンポジ

ウム」を実行委員会の主たるメンバーとして、全社協・灘尾ホール(東京都千代田区霞ヶ関)において開催し、一般参加者100名をはじめとし、教育、福祉・保健他を含め総参加者455名の参加となり成果を挙げた。

4) 関係団体との連携

1) 全国自閉症者施設協議会、全国社会福祉協議会障害関係団体連絡協議会、全国病弱・障害児の教育推進連合会、日本障害者協議会、日本発達障害ネットワークおよび全日本手をつなぐ育成会などの関係団体との連携を密にして、自閉症対策の推進に努めた。2) 関係団体等による講演会・イベント等に対し、17団体に私」26の後援を行った。

☆政策委員会報告から

1. 平成24年6月27日(水): 厚労省社会・援護局 第2会議室で、山崎と柴田洋弥政策委員が、障害保健

福祉部 精神・障害保健課 障害程度区分係長 富原博氏と会い、障害支援区分の検討に当たって参考となる資料(米国とドイツ)を説明し、今後の検討過程において(社)日本自閉症協会が意見を述べる機会を作って頂きたいと要請した。

2. 平成24年7月5日(木): 子どもの生活研究所において「発達障害者支援法の見直しに関する検討委員会」の準備委員会が開催された。メンバーとして(社)日本自閉症協会、日本自閉症スペクトラム学会、全国自閉症者施設連絡協議会、発達障害者支援センター連絡協議会の4団体が出席し、JDDネットはオブザーバー参加となった。検討の結果、準備委員会を委員会として正式に立ち上げ、参加団体を増やすことと、検討事項に関する提案を募ることになった。

3. 平成24年8月8日(水): 参議院議員会館(B1)B107会議室で、「発達障害の支援を考える議員連盟」緊急会議が開催され、「発達障害(アスペルガー症候群)の被告人に対する大阪地裁判決について」の意見表明が、(社)日本自閉症協会会長の山崎と、一般社団法人日本発達障害ネットワークの市川宏伸理事長からなされた。山崎会長の緊急声明書は、その後常任理事会および理事会の持ち回り審議を経て承認され、役員MLおよび協会HPで公開された。この緊急会議では、厚労省から社会支援についての最近の対応について説明がなされた。さらに出席した議員から法務省に対して厳しい質問が出されたが、十分な答弁が得られず、議連としては、この件について継続的な審議を行うことになった。

4. 平成24年8月28日(火): 参議

院議員会館(BI)BI07会議室で、「発達障害の支援を考える議員連盟」の会議が開催され、「発達障害(アスペルガー症候群)の被告人に対する大阪地裁判決について」再検討がなされた。出席省庁は法務省、最高裁判所、警察庁、厚生労働省であり、社)日本自閉症協会会長の山崎から今後の検討課題についての以下の提案がなされた。1) 事案の取り調べから判決までの経緯において留意して頂きたい事項

①調書を取る段階から裁判が進行する過程で、アスペルガー症候群の人々にとって通訳的機能を有する専門家を介在させること。②アスペルガー症候群の人々の「意思決定の支援」を慎重に行うこと。③アスペルガー症候群の人々の心理学的特性を十分に認識した上での審議を行うこと。④アスペルガー症候群をはじめとする発達障害の人々の心理学的特

性に精通した弁護士を選任すること。2) 類似の事例についての検討
①本件に類似する事例の洗い出しが必要である。アスペルガー症候群と判定され、それが判決に影響した事例はあるのか。とくに裁判員制度の施行後に、どのような事例があったのか。②障害のあることを理由にして、求刑よりも重くなった事例や、通常の刑よりも重くなった事例はないのか。3) 再犯対策をいかに行うか①アスペルガー症候群の人々は枠組みが明確な刑務所に入所すると安定した状態になることはよく知られている。刑務所内で、どのようなスタッフによって、どのようなプログラム(更生プログラム)が組まれるのかが重要な問題である。②ただし、刑務所に発達障害の人々のためのプログラムを作成するには、十分に慎重な検討が必要である。その理由は、安易になされると「保安処分」

につながる可能性があり、そもそも一般化が困難であると考えられるからである。③出所後の受け皿の問題として、地域社会の中にプログラム(発達障害者支援センターおよび地域生活定着支援センターの充実など)を作る方が良いのかもしれない。4) このような事件の発生を防ぐためになすべきか①発達障害者支援センターおよび地域生活定着支援センターが十分に機能し得る体制を整え得るように、社会的・経済的支援の強化が必要であり、真の意味での専門家の養成は急を要する。②「社会の受け皿」の未整備を、安易に家族責任論にすり替えてはならない。③今回の事例について、社会的資源、とくに医療・教育・福祉の機能的連携が効果的になされなかったことの解明を行い、総合的な施策の改善が求められる。5) その他の法的整備について①障害者差別禁止法の速や

かなる制定と、各論における司法の規定(特に合理的配慮の個別規定)の設置。②刑事訴訟法の改正(障害者基本法29条との整合性、例えば、176条に「発達障害によりコミュニケーションに支障がある場合」を加える。)③発達障害のある人の処遇に関する特別法(医療観察法?)の設置。④触法特別加算の改善。

5. 平成24年9月24日(月): 子どもの生活研究所において「発達障害者支援法の見直しに関する検討委員会(第1回)」が開催され、全日本手をつなぐ育成会が正式にメンバーとして加わることになった。意思決定支援、障害者支援区分などについて協議がなされた。

6. 平成24年11月16日: 「国際連合決議案に関する説明メモ: “Explanatory Memorandum for the Proposed UN Resolution”について」を山崎が作成し、厚労省および外

務省、協会役員MLに送信した。その後、山崎が外務省および厚生労働省の担当者と連絡を取り合い、国連から外務省に文書が届いていることが確認され、日本として前向きに検討することになった。なお、バングラディッシュから12月4日に提出された国連決議案は、12月12日の国連総会でコンセンサス採択された。

7. 平成25年2月20日(水): 「世界自閉症啓発デー2013・第6回日本実行員会」において国連決議案の仮訳(厚労省の阿富室長が訳したものを発達障害情報・支援センターでチェックし、さらに外務省からも手直しが入ったもの)についての検討がなされ、日本実行委員会として正式に承認した。

8. 平成25年2月22日(金): 衆議院第2議員会館で「公明党障がい者福祉委員会」が開催され、「今後の

障害者雇用の在り方について」ヒアリングがなされた。当協会からは、山崎、柴田政策委員、北山事務局長が出席した。厚労省の職業安定局の小川誠高年齢・障害者雇用対策部長からの説明の後、10団体が意見を述べた。各団体5分以内という制約があったため、山崎は自閉症スペクトラム障害の人々の就労問題に絞って発言し、とくにアスペルガー症候群の人々の「生活の困難さ」と就労継続の難しさを述べ、発達障害者支援センターの機能の充実と、産業医の発達障害に関する理解度を高めて頂く必要性を強調した。さらに柴田政策委員がまとめた「日本自閉症協会: 今後の取り組み」(JD広報誌「すべての人の社会」2013年3月号発行)から、発達障害者支援法の見直し、障害支援区分、意思決定支援、成年後見制度の見直しなど、重要なキーワードについて説明した。

9. 平成25年3月4日(月): 参議院議員会館で「公明党障がい者福祉委員会」が開催され、「『障害を理由とする差別の禁止に関する法律』についての禁止部会の意見」に対するヒアリングが行われた。当協会からは、山崎、柴田 政策委員、北山事務局長が出席し、柴田政策委員から、以下の要望がなされた。①合理的配慮における意思決定支援、②グループホーム等への住民の反対運動、③成年後見制度とその関連事項の見直し、④公職選挙参加における合理的配慮。最後に、高木美智代委員長から以下の問題提起があり、議論がなされた。①与党政策責任者会議の差別禁止ワーキングチームにおいて協議されている。3月末か4月初めに政府案が出て、民主党との3党合意で進める。4月19日間議決定し国会提出、次の国会での成立を目指す。権利条約の最後の問題である。

②差別の定義は、不均等待遇と合理的配慮。③名称について、国民理解を進めるために「差別禁止」ではない方がよいという意見がある。④対象は、行政だけでなく、国民にも拡大する必要がある(グループホーム建設反対運動等)。⑤ガイドラインは、法律に入れず今後作り上げる。その体制を作る。⑥「子どもを除く」とならないようにする。⑦紛争解決の仕組みについて議論があった。

10. 平成25年3月18日、「障害支援区分についての厚労省協議報告」を当協会の理事・役員、および関連団体に送信した。これは、当協会が平成26年4月の「障害程度区分」から「障害支援区分」への移行について、厚生労働省障害程度区分係と協議を重ねてきたものであり、2月26日の障害保健福祉関係主管課長会議の障害支援区分に関する資料を踏まえて、厚労省との協議経過をま

とめたものである。

11. 平成25年3月21日(木): 自由民主党本部901号室において、「障害者特別委員会」が開催され、「障害者の差別禁止に関する施策について」のヒアリングが行われた。当協会からは、山崎、柴田政策委員、北山事務局長が出席し、以下の要望がなされた。①合理的配慮における意思決定支援、②グループホーム建設等への住民の反対運動、③成年後見制度とその関連事項の見直し、④公職選挙参加における合理的配慮、⑤司法における差別禁止。最後に、衛藤最一障害者特別委員長から、与党としては公職選挙法改正の方向にあり、福祉施設建設に対する地域住民の同意に関する問題は不当であり、厚労省から通達を出すことも検討すべきであるなどのまとめがなされた。

12. 平成25年3月25日(月): 「被

後見人の選挙権喪失を違憲とした東京地裁判決についての声明」を、山崎会長名で弁護団および法務省法務大臣宛に送信し、役員MLで協会の理事・役員にも周知した。

【まとめと今後の課題】

自閉症をはじめとする発達障害の人々についての関心は高まって来ているが、残念なことに、依然として偏見・誤解・差別がある。国際的には、昨年12月12日の第67回国連総会において、バングラデシュの提案による「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議がコンセンサス採択され、より具体的な取り組みが各国に呼びかけられた。国内的は、障害者虐待防止法および障害者総合福祉法はすでに施行されたが、障害者差別解消法は審議の途上にあり、さらに障害者雇用、成年被後見人の選挙権、障害支援区分、そして「親亡き後の

問題」として重要な成年後見制度の運用面の課題、発達障害者支援法の見直しなど、さまざまな問題がある。とくに「発達障害の支援を考える議員連盟」における「発達障害(アスペルガー症候群)の被告人に対する大阪地裁判決について」の意見表明は、自閉症をはじめとする発達障害の人々に関わる基本的な問題と関連しており、社会的資源、とくに医療・教育・福祉の機能的連携が効果的になされなかったことの解明と総合的な施策の改善が急務であることを明らかにしたものであった。政策委員会は本協会にかかわるさまざまな課題に対して、今後とも積極的に意見表明を行うものである。

☆倫理啓発委員会報告から

各方面からの報告をもとに対応を考慮している。この1年間にあったものには、自閉症そのものを十分に

理解していないために生じたと思われるもの、意図的に行っていると思われるものなどがあった。最近では当委員会が扱うべきか否か迷うものも多い。1) 誤った理解に基づくと思われるもの①大阪地裁における「アスペルガーとされる被告への判決」20年の判決、控訴審にて14年に減刑し、地裁判決内容一部訂正、現在上告中②TV朝日「Qさま!!」における不適切な表現と対応 ③奈良県佐保川小学校体罰事件事実関係を明らかにし、抗議するとともに啓発を進める必要があるもの2) 意図的に何らかの方向性を持たせようとするもの①家庭教育条例関連案・大阪市会大阪維新の会、熊本県条例②内容が吟味されていないキット販売、学習塾の運営 事実関係を確認し、中止を求めていくべきもの

平成 24 年 11 月 19 日

熊本県家庭教育支援基本条例（仮称）策定検討委員会
委員長 溝口 幸治 殿

社団法人日本自閉症協会
会長 山崎 晃賢

くまもと家庭教育支援条例（仮称）【案】への要望書

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より、自閉症および発達障害のある人々へのご理解、ご支援をいただき心より御礼申し上げます。

さて、この度、貴委員会にて検討されております「くまもと家庭教育支援条例（仮称）【案】」につきまして、社団法人日本自閉症協会としてのお願いがあり、要望書を提出させていただきます。

何卒趣旨をご理解の上、ぜひご検討をいただきますよう宜しくお願い致します。

敬具

記

（削除項目）

1. 第3条および第6条について
この条項で使われている「子の教育について第一義的責任を有するものとして」の削除をお願い致します。特に「第一義的責任」というような言葉が使われますと、養育に特別な配慮と経験を必要とする子どもを持つ保護者などを追い詰める危険性があることと、保護者がすべて悪いと思わせる風潮を生み出す可能性があることから、ぜひ削除していただくようにご検討を宜しくお願い致します。
2. 第17条第3項について
「家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の登録制度の実施」の一文の削除をお願い致します。この前文に、「家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため」とあるように、県民の自主性を促しながら家庭教育を行う趣旨と矛盾しておりますし、また特定の団体だけを擁護する可能性も考えられ、県としての公益性および中立性を損なう可能性があります。ぜひ削除のご検討を宜しくお願い致します。

**児童心療センター（旧市立札幌病院静療院児童部）
存亡の危機を憂える**

社団法人 日本自閉症協会 会長
元市立札幌病院静療院児童部 医長
山崎 晃賢

最近の新聞報道やインターネットの記事で「札幌市児童心療センター（旧市立札幌病院静療院児童部）が存亡の危機にある」とことを知り、さらに、12月1日に北大で「札幌市児童心療センターの存続を求める緊急集会」が開かれるというニュースをみて、なぜこのような事態に陥ったのかと驚くとともに、絶対に「静療院児童部の灯火」を絶やしてはならないという強い思いを持って、この手紙を書き始めました。

旧市立札幌病院静療院児童部の歴史は、北海道における自閉症児の教育と療育の歴史そのものです。昭和40年、北大教育学部の伊藤則博助手（当時）や文学部の仲間との協力を得て、老朽化した北大幼稚園を期限付きで借り、今でいうデイケアをはじめることになりました。まさに五里霧中の毎日でした。昭和42年には、私たちの療育指導は大きな暗礁に乗り上げていました。ちょうどその頃、未熟児網膜症が社会的な問題となり、熱心な盲学校教師たち（前東孝儀・高橋渉・高橋晃先生など。今ではいずれも故人となりました）に頼まれて視覚障害の乳幼児の指導場面として北大幼稚園を提供することになりました。視覚障害の子ども達から多くのことを学ばせてもらい、ある意味で私たちの自閉症の療育指導技法開発の出発点となりました。

昭和49年、全面改築された市立札幌病院静療院児童部に北大幼稚園で頑張ってきた仲間と共に移り、開設準備のために半年前に赴任していた設楽雅代先生、太丸リツ子、川守田京子心理士と共に「のぞみ学園」をオープンしました。のぞみ学園は、第一種自閉症児施設となり、経営費の赤字分は札幌市の一般会計から補填されることになりました。まさに先駆的な試みでした。

全道各地から集まってくる自閉症児のために、外来部門では「グループ指導」を行い、病棟では試行錯誤の入院治療がはじまりました。激しく動き回り、ベッドの上でジャンプを繰り返す、窓や壁に椅子や積み木を投げつける子ども達によって、半年分の修繕費が瞬く間になくなってしまったこともあり、経営的にも何度も危機状況に追い込まれ、当時の静療院長の佐々木高光先生や石坂直巳先生と激しく議論したこともありました。入院治療は試行錯誤の連続でした。グラウンドの片隅にあった老朽化した木造の建物を利用して分教室を作りました。分教室の教師と病棟勤務者の自然発生的に生まれた連携なくしては、自閉症の子ども達の療育指導や教育は成り立たなかったのです。

今でいう「強度行動障害」の子どもに叩かれ、蹴られながらも辛抱強く子どもとかわり続けた病棟スタッフや分教室の教師のことを、折に触れて思い出します。どうしてあれだけの献身的な治療・看護、そして教育的態度を持ち続けてくれたのでしょうか。今では考えられない素晴らしい仲間たちでありました。すべてのスタッフにこころから感謝しています。

（追加・修正）

1. 名称について
「くまもと家庭教育支援条例（仮称）【案】」を「くまもと子育て家庭教育支援条例（仮称）【案】」に修正するようにお願いします。この条例の趣旨である子育ての重要性を表す意味でも「子育て」の言葉は外せないと考え、名称の中に「子育て」を加えていただきたくお願い致します。
2. 第1章第2条について
上記と同じ理由で、「この条例は、家庭教育の重要性に対する県民の理解と関心を深め」を「この条例は、家庭教育の子育ての重要性に対する県民の理解と関心を深め」に修正するようにお願い致します。
3. 個別の家庭事情への配慮と支援
家庭教育を支援する施策を推進するに当たっては、個別の家庭事情に配慮していただきたいと思います。子育てに困難さを感じるのは、子どもに何らかの障害がある場合が多く、障害特性に応じた子育てが必要であります。そのことが十分に理解されていないと、問題が一層こじれることとなります。つきましては、条例の最後に「第18条」として、以下の文を加えていただくようお願い致します。

（個別事情への配慮）

1. 第18条 県は、家庭教育を支援する施策の推進に当たり、子どもの障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する）であつて、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあることをいう）の有無、経済状態などで生活困難な個別の家庭事情の存在に配慮するとともに、適切な支援を行わなければならない。

以上

私たちに北海道の自閉症の子ども達のためにという熱い思いと使命感、そして高い「志」があったのです。そこからは多くの優れた児童青年精神科臨床医や研究者が輩出され、まさにわが国における児童青年精神医学界の一角を占める活動を展開してきました。

このような半世紀にもわたる赫々たる歴史を持った「札幌市児童心療センター（旧市立札幌病院静療院児童部）」が、今や存亡の危機にあることを知り、わが耳を疑いました。どのような理由があつて、どのような経緯によってこのような状況に至ったのかはわかりませんが、新聞報道やインターネットの記事による情報からは、次のような問題があつたのではと推察されます。

- 1) 静療院成人部が市立札幌病院の本院に移転し、札幌市児童心療センターが保健福祉局の所管となり、診療体制や当直体制などの課題を有する医療現場の実態をよく知らない本庁の方が机上の戦略によって計画を建てたことが問題の発端ではないのかと思われます。
- 2) さらに、2014年春には関連する福祉施設や発達医療センターと統合して「複合施設」とする予定があるとのことですが、インターネット上でみる「札幌市厚生委員会」（11月13日）の記録によると、事務局と現場医師との意見の対立があり、児童診療センター長を事務局の医務監が兼務したことで、その溝が一層深まったようです。
- 3) 「複合施設」構想は、医療と福祉の連携という大義名分からすると理想的なのですが、それを実行に移す場合には、医療関係者と福祉関係者、さらに保健福祉局との綿密な実りある検討が重ねられ、三者が納得した上で実行に移されるべきものです。とくに問題となるのは、「複合施設」を動かすシステム（とくに複合施設長を誰にするのか）をどう整えるのが最大のポイントです。

以上の3点を思いつづままに列挙しましたが、札幌市としては初心に帰り、関係するスタッフ間の綿密な協議を早急にやり直してはいかかと思っております。

前述した「静療院児童部創設時の苦労」を思い返し、何度も危機的難関を乗り越えてきた先輩の一人として言わせて頂ければ、「札幌市児童心療センター」は誰のためにあるものなのかを今一度、考えて頂きたいのです。私も静療院に在職中、市当局や病院事務局との議論の中で涙を流したこともありました。しかし、「札幌市児童心療センター」は、自閉症をはじめとする発達障害を有する子どもや人々のためにあるものということだけは、こころに留めておいて頂きたいのです。

自閉症をはじめとする発達障害を有する子どもや人々の幸せを守るという一点にかけ、私は（社）日本自閉症協会の活動を行っておりますが、札幌の皆様も志を高く掲げて健闘して頂けることをこころより願っております。

以上

成年被後見人選挙権裁判の控訴撤回と公職選挙法改正を求める

2013年3月14日、東京地方裁判所は、成年被後見人は選挙権を有しないと規定する公職選挙法11条1項1号を憲法違反とし、原告である成年被後見人は次回の国会議員選挙から投票できる地位にあるとする判決を言い渡しました。これに対して被告である国は、同月27日に東京高等裁判所に対して控訴をしました。

この判決において誠裁判長は、障害や老化により判断能力が低下している国民も主権者であり、選挙権を奪うのは、『やむを得ない理由』がある極めて例外的な場合に限られるとして、成年後見制度を借用して一律に選挙権を奪うことは憲法に違反すると述べました。

我々は、自閉症スペクトラム障害の人たちの社会参加の促進を目的とする立場からこの判決を高く評価し、被告である国には控訴を直ちに取り下げるとともに、国会に対して公職選挙法11条1項を早急に削除するよう、強く求めます。

なお公職選挙法11条1項改正に向けて、「本人の意思に反して投票を働きかけられる不正をどう防ぐか」が課題であり、選挙権を認める人の対象範囲をどう定めるかが焦点になりそうだと報じられています。

現在一部の地域では、知的障害者向けにわかりやすく各候補者が語りかける場を設けたり、投票所で文字を書けない人が口頭や指さしにより候補者名を特定して選挙管理委員会職員がそれを代筆する方法が行われています。その時に候補者名を特定できなければ白紙投票となりますが、そのことが選挙結果に不適正な影響を及ぼすことは全くありません。

このように、障害者等が自ら候補者を選択し意思決定するための支援、口頭や指さしによる代筆投票方法、白紙投票の容認により、誰でも選挙参加は可能であり、能力により選挙権を制限する必要はありません。

また福祉サービス事業者等が利用者に特定の候補者を推薦したり、候補者名を書いた紙片を持たせて投票所に連れて行くという不正に対しては、不正を働いた者を罰するべきです。

障害者等の選挙権を制限する新たな差別条項を設けることなく、早急に公職選挙法11条1項1号を削除するよう求めます。

2013年4月1日

社団法人日本自閉症協会
会長 山崎 晃資

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円